

議第23号

三島市民活動センター条例の一部を改正する条例案

三島市民活動センター条例（平成16年三島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

700円	700円	1,400円	700円	1,400円	2,100円
1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
800円	800円	1,600円	800円	1,600円	2,400円

を

」

「

720円	720円	1,440円	720円	1,440円	2,160円
1,020円	1,020円	2,040円	1,020円	2,040円	3,060円
820円	820円	1,640円	820円	1,640円	2,460円

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した三島市民活動センターの使用に係る使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士